

会議録

■附属機関等の会議の名称

第 18 回篠山市原子力災害対策検討委員会

■開催日時

平成 28 年 12 月 21 日(水) 14 時 00 から 16 時 00 分まで

■開催場所

篠山市役所本庁舎 3 階 301 会議室

■会議に出席した者の氏名

- (1) 委員 13 名
- (2) 執行機関事務局 4 名
- (3) その他 0 名

■傍聴人の数

0 名

■議題及び会議の公開・非公開の別

公開

■非公開の理由

なし

■会議資料の名称

資料-1	平成 28 年度 安定ヨウ素剤配布状況集計表 (速報値)
資料-2	安定ヨウ素剤の保管に関するアンケート調査表 (案)
資料-3	篠山市原子力災害対策ハンドブック (案) 原発災害にたくましく備えよう
資料-4	ハンドブック再考 (案)

■会議次第

- 1. 開 会
- 2. 報 告
  - (1) 委嘱状交付
  - (2) 今年度の安定ヨウ素剤事前配布説明会の結果について
  - (3) 安定ヨウ素剤の保管に関するアンケート調査表について
  - (4) ひたちなか市との 3 歳未満児向けゼリー状安定ヨウ素剤共同購入を検討する件について

### 3. 協 議

(1) 篠山市原子力災害対策ハンドブックの作成について

### 4. その他

### 5. 閉 会

## ■会議録

### 1. 開 会

事務局（課長）	ただいまから第 18 回目となります、篠山市原子力災害対策検討委員会を始めさせていただきます。委員長のほうで進行をお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
委員長	はい。みなさんこんにちは。本日は第 18 回ということで、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。今日は報告事項ということで、第 2 回目になりますが、安定ヨウ素剤の事前配布をさせていただいた状況の報告等、それから協議として、これまでからずっとお世話になってまいりました、原子力災害対策ハンドブックの作成ということで、できれば今日このハンドブックをおおむね了解いただいて、この後市長のほうに委員会として報告をしていただき、それを受けて市長から議会のほうへ報告をしていきたいというような予定をしております。大変お世話になりますがよろしくお願いいたします。

### 2. 報告事項

(1) 委嘱状交付

(2) 今年度の安定ヨウ素剤事前配布説明会の結果について

委員長	それでは今年度の安定ヨウ素剤事前配布説明会の結果ということで、つい先日 2 回目の配布を終えております、その結果及び平成 27 年度と合計したもので報告をお願いします。
事務局（課長）	はい。資料 1 につきましては、今年度実施をさせていただいた事前配布の速報値という形で、各会場ごとに配布させていただいた人数等を記載させていただいております。次第に記載している部分につきましては、今年度に 13 歳以上で受領していただいた方は 557 名、3 歳から 12 歳が 235 名ということで、合計 792 名の方に新たに受領をしていただいております。それとあわせて、昨年度 1 丸の配布であった小学校 6 年生が中学校 1 年生になったということで、服用数の変更に伴う更新という形で交換をさせていただいた人数が 153 名おられました。返却についてですけれども、転出並びに死亡に伴います部分が 13 歳以上で 39 名、3 歳から 12 歳で 8 名、合計 47 名分の返却を受けております。それをあわせて、実際に配布をさせてい

	<p>ただいている合計が、12,703名となります。</p> <p>あわせて、受領率についてですけれども、3歳以上の人口が41,720名であり、受領していただいた方が今現在12,703名ということで、30.4%の受領率となっております。それから、最も受領していただきたいと考えておりました、3歳以上13歳未満につきましては、3,341名中2,462名の方に受領をしていただいて、受領率は73.6%という結果となっております。</p>
委員長	<p>はい。先程の報告について、なにかご質問なりご意見ございますか。もし何かございましたら後ほどでもお伺いしたいと思います。次に移らせていただきたいと思います。(3)安定ヨウ素剤の保管に関するアンケート調査表について、事務局からお願いします。</p>

(3) 安定ヨウ素剤の保管に関するアンケート調査表について

事務局(課長)	<p>はい。前回の検討委員会で、アンケートの内容について事務局案をお示しさせていただいたわけですが、その中で修正等のご意見が出たものを今回反映させていただいております。まず、両面印刷させていただいている裏面になりますけれども、Ⅱ【7】のところ、服用後の対応について教えてくださいという設問ですが、「特に何もなかった」という設問を「特に何もしなかった」という形に変更させていただいたのと、市役所に連絡したかどうかという部分については、今現在市役所への報告等はないということで、削除という形をとらせていただいております。その次のⅢのところですが、当初、原発事故の考え方ということで設問をさせていただいていたんですけれども、安定ヨウ素剤事前配布事業についてというふうに変えさせていただいております。それから回答の部分で、「1 安心した」という回答を「1 配布前に比べて安心した」というふうに変えさせていただいているのと、1, 2でそれぞれで安心した又は不安になったと回答した理由をお書きくださいという部分を設けております。以上、前回の委員会で出た意見を反映した形で修正したものを今回提示させていただいております。</p>
委員長	<p>はい。これにつきまして何か。</p>
A 委員	<p>このアンケートは非常に大事なことだと思っておるんですけれども。こういうアンケートをとった場合、このアンケート結果をどのように利用するかということ、我々が病院なんかでやる場合にも、たとえば研究であるとか学生の教育に利用するとか、そういう一文を加えることが割と多いんですけれども。と申しますのは、今年の4月にお諮りしたんですけれども、私自身が環境省の放射線の健康影響に関する研究調査事業に携わっておりまして、この12月10日もその事業に参加してまいりました。その時に、この</p>

	篠山市のハンドブック、それから安定ヨウ素剤の配布に関して市として責任を持ってその後の調査追跡をしております、その結果もちょうと報告しますということもむこうで言うております。そういうことをしますよというふうにみなさんにお諮りしたら、構わないということでしたので、そういうことをさせていただいておるんですけども。そのことを鑑みて、たとえば今回の安定ヨウ素剤の市民への配布、そのアンケート調査結果が、環境省の研究事業などに利用されるということは書かなくてもいいのかどうかということなんですけども。
B 委員	個人の特定はできないし、ビッグデータの一つとして利用していいんじゃないかと思えますけどね。
A 委員	特にこのアンケート用紙にその一文は載せる必要は無いですか。
B 委員	載せる必要ないんじゃないですか。
A 委員	そうですか。環境省ですから、あとからたとえばそれを広報であるとかそういうものに使う可能性があるわけです。
B 委員	その時にむこうが断ってきますよ、使っていいかというのは。
A 委員	その時になってでよろしいですか。わかりました。そういう意見も出ておるんですけども、これはみなさんで諮っていただきたいと思ひまして。
委員長	できれば、これは最終的には市でアンケートをするので、今 B 委員からあったご意見等も含めて、最終的にどの程度の説明文にするのか、市のほうでも協議をしながら。
A 委員	そうですね、生データだけでなく、どこまで開示するかという問題もありますよね。
委員長	はい。他、なにかございますか。
C 委員	Ⅲ【1】なんですけども、配布前に比べてどうかという選択肢がありまして、その下に「1、2と回答した方は理由をお書きください」と書いてあるんですが、これはどちらを選んでも理由を書くということですよ。
事務局(課長)	そのように考えております。
C 委員	はい。私ちょっと見間違えて、2と回答した方だけ理由を書くのかなと思って見てしまったんですけど。「その理由もお書きください」ぐらいのほうがりわかりやすいんじゃないかなと思ひました。
委員長	並んでますからね。ちょっとそこは誤解のないように、少し書き方を考えてください。他なにかございせんか。そうしましたら、今いただいた意見については市のほうでもお預かりさせていただいて、このような形で今後アンケート調査をするということで進めさせていただきます。それでは次にいかせていただきまして、(4) ひたちなか市との3歳未満児向けゼリー状安定ヨウ素剤共同購入を検討する件について、お願いします。

事務局（課長）	<p>はい。資料は付けさせていただいていないんですけども、D 委員から情報提供をしていただきました。ひたちなか市につきましては、5 km圏と 30 km圏を含んだ市になりますが、5 km圏での線引きはできないという市長の考えもありまして、30 km圏についても事前配布をされており、特に3歳未満児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の購入について検討をされておられました。当初、ひたちなか市がメーカーの日医工に確認したところ、100,000包か 10,000 包単位でないと販売できないというような回答を受けておられまして、ひたちなか市におきましては 3 歳未満が約 8,000 人おられ、10,000 人に足りないということで、篠山市の備蓄なり事前配布とあわせて 10,000 包で共同購入できないかということを検討されていたようです。篠山市の人口につきましては、1 歳ごとで約 300 人前後で、3 歳未満であれば 1,000 人前後ですので備蓄用に 1,000 包、事前配布用に 1,000 包というような形であれば 2,000 包確保でき、共同購入という形もできるというふうに先方も考えておられて、情報提供いただいた後に市民安全課から先方の担当部局に問い合わせをさせていただいたんですけども、ひたちなか市の回答によりますと、メーカーからの連絡があり、生産能力自体はあるわけですけども、あくまで国が定めている 5 km圏の事前配布並びに 30 km圏の備蓄分のみを受注するというので、ひたちなか市が考えておられる 30 km圏の事前配布や、篠山市が取り組んでおります 30 kmを超える自治体での配布に係る受注はできないというようなお返事を聞いておりますので、现阶段で共同購入というような形はひたちなか市においても白紙に戻っているような状態でございます。今後そのような需要があれば国のほうでも検討するというような形になっておりますので、それがわかり次第篠山市としてもひたちなか市と共同する等で生産できるような数を確保して、3 歳未満の方へのゼリー剤の配布を考えていきたいと思っております。以上です。</p>
委員長	<p>はい。この件について何か。</p>
D 委員	<p>これは先週に、美浜の会という大阪にある団体の方からのメールで知ったことなんですけども、ひたちなか市のほうに実際に行かれて聞き取り調査をされて、その調査をされた段階では、ひたちなか市が日医工に見積りという形で出したところ、今事務局からあったとおり、10,000 ロットか 100,000 ロットかのどちらかで数が揃うならば、1 包 400 円で見積書が出てきましたということで。篠山市と共同購入という手もあるんじゃないかということで間をつながせていただいたんですけども、結局は先程のご報告のとおりで、日医工のほうからまた新たにひたちなか市あるいは篠山市のほうに連絡があつて、国が全量管理するという形で、日医工としては国</p>

	<p>以外には売るつもりはないというご回答を得たということで。今後篠山市は、7月の委員会で3歳未満児向けのヨウ素剤が入手可能であれば購入して配布していく方向でいくということは既に委員会のほうでも話し合っただけで決定されたと思いますので。それは今年度分だけではなくて来年度分も全量国が管理するというふうに日医工から連絡があったんですか。</p>
事務局(係長)	<p>いつまでというのはまだ決まっていなくても、今のところ販売は国の方針に定めるところ以外にはできませんということです。茨城県におきましても備蓄分は県が管理するので、備蓄用もひたちなか市のほうに下りてくるわけではないですということです。とりあえず今のところはできないと。できるようになったらまた相談しましょうということでひたちなか市の担当の方とはお話をさせていただいたところです。また情報がありましたらお互いに交換していきましょうということにはさせていただきました。</p>
E 委員	<p>5 km圏内はひたちなか市の判断ですか。</p>
事務局(係長)	<p>ひたちなか市につきましては、30 km圏内につきましても事前配布が行われています。やり方としては、人口16万人いらっしゃるの、篠山市や国がやったような、説明会場で皆に説明を聞いてもらってという形は難しいので、薬局配布方式という薬剤師さんの問診のみで配布するという方法をとられました。ただ、そのやり方については国のほうから少し指導が入って、それは適切でないということをおっしゃったので今後検討しますということをおっしゃっていましたが、事前配布はやっていきたいということはおっしゃっていただけます。その中で3歳未満向けのものが発売されたので、篠山市と同じように3歳未満への対応と考えて、一旦見積もりは取ったけれども、日医工のほうからやはり国の方針に従った分しか今のところ受注はできないという断りを受けたということでした。</p>
E 委員	<p>5 km圏内の分はひたちなか市さんは買えないんですか。</p>
事務局(係長)	<p>それは国と県が管理をされているので、ひたちなか市としては対応できないということでした。発売当初に新聞報道でもありましたように、今後国も検討するということではありましたが、今のところはそれ以外のところには販売できないということでありましたので、できるようになったら一緒に考えていきたいと思っています。</p>
D 委員	<p>東海村のすぐ南なんです、ひたちなか市というのは。なので、5 km圏も30 km圏も同じ市の中にあるということなんですけども。日医工が販売できないという法的根拠が私にはいまいまいわからなくて。数も10,000包揃うのに、どういう理由で販売できないのかという、それは政府からの通達なのか、そのあたりがちょっとはつきりわからないんですけども。</p>

	うがった見方をすれば、国から意地悪されてるような感じが見受けられるというか。国が管轄しているところ以外へのゼリー剤の販売については、売ってはだめだというふうに日医工にプレッシャーをかけているのか、そのあたりのはっきりしたところは私自身もわからないんですけど、もしひたちなか市と篠山市以外でも今後、事前配布あるいは備蓄をする中で自治体独自で購入する分で、3歳未満児へ対策も講じたいという自治体が増えれば、100,000ロットになれば状況は変わるのか、現段階では難しいということですけども、既に薬剤はある、あとは販売してくれるかどうかだということまで来ているということで、とりあえずご報告です。
委員長	はい。この件について何かございますか。
B委員	これは子どもだからだめなんですか。ちょっと理由がよくわからないですね。
D委員	理由がわからないんですよ。薬事法にかかっていますよね、丸薬のほうは。たとえば劇薬指定なのかどうなのかとか。
E委員	劇薬は、今まである粉状の薬だけだったと思います。ゼリーも劇薬じゃないと思います。
D委員	劇薬とかじゃなくても、薬としてというよりはむしろ、被ばくの軽減を図るための、5km圏内の事前配布用に開発されたものなのか、そのあたりの法律のことは詳しく分らないんですね。だから、ゼリー剤のステータスというのはよく分らないんですけども。そのあたりは、専門家の先生方がご存知であれば教えていただきたいぐらいなんです。
F委員	推論だけになっちゃうので、直接だめだと言っているところに聞くのが一番ですね。
D委員	それはどこになるんですかね。日医工ですか。
F委員	だめだと言ったのはメーカーですよ。
E委員	要するにどうすればだめじゃなくなるんですかという聞き方をすれば。
委員長	そのあたりを聞くぐらいは充分できることなので。聞いたところによると、見積書も回収されたぐらいですから、かなりストップがかかったと思います。
E委員	日医工は最初は売るつもりだったということですよ。
委員長	ちょっとそういう、打ち合わせ不足だったかもしれませんね、国との間で。国はもともとそういう予定はなかったのに、日医工がちょっと先走ったのかもしれませんし。そういうことも含めて事務局のほうでいろいろと聞いてみて、またご報告できればと思います。
F委員	ちなみにこれは海外では売ってるんですか。
E委員	売ってます。

F 委員	個人輸入は可能ですよね。
E 委員	僕は個人輸入してます。
F 委員	だったら篠山市で個人輸入できないことはないですよ。
E 委員	でも高いですけどね。
D 委員	なんで一社独占製造販売なんですかね。
F 委員	儲からないからじゃないですか。
E 委員	今までそんなに売れるようなものじゃなかったと思いますし。
A 委員	それに成分がかなり不安定で保証されないということがあって、国のほうとしてもちょっと統制をとりたいたいというところが本当の話じゃないかなと思うんですけどね。
委員長	はい、そういった点も含めて、また確認させていただいて報告させていただきたいと思います。 そうしましたら次に協議事項ということで、原子力災害対策ハンドブックの作成について、事務局からお願いします。

## 2. 報告事項

### (1) 篠山市原子力災害対策ハンドブックの作成について

事務局 (課長)	はい。前回、E 委員を中心にハンドブックの作成をしていただいたわけですが、仕上がった段階で、今日の委員会に先立って修正点等の照会をさせていただいていました。A 委員のほうからいただいた資料 4 を見ていただきますと、上段が当初ご案内させていただいていたものですが、それは少し適切でないということで、被ばくに関する部分については、下段のような形で表現するほうがよいのではないかとご意見をいただいております。
A 委員	私のほうから補足いたします。4 ページ、5 ページに関しての内容なんですけども、資料 4 を見ていただきますと、今ご説明にありました通り、上段が原案です。それに対して、昨日慌てて私が作りましたのが下段です。なぜこのような形になったかと申しますと、まず 4 ページに関しましては、直接作用・間接作用というお話がございます。この説明自体がガイドブックに必要かどうかということもまずありましたし、ここに単純に書かれております、放射線の直接作用あるいは間接作用によって染色体が破壊されるという、もちろんそれはそうなんですけども、ことはこれほど簡単ではございません。人間の体というのはご存知のとおり非常に修復能力が高いものです。皆様方も毎日 5,000 個ぐらいはがん細胞ができております。それをどんどん淘汰する能力というのがあるということと、それはできてしまったものに対する能力ですし、それ以前のものとして、DNA の損傷自



体を修復する能力というのは、原生動物から霊長類に至るまでの中で霊長類が一番強いわけです。そういったことは我々の業界では常識的になっておまして。ここにはまずその修復のことが書かれていないということと、細胞が死ぬあるいは修復されずに細胞が変質と書いてありますけども、少しだけ専門的な話をさせていただきますと、DNA が損傷してミスコピーされたようなものは勝手に淘汰されていきます。中途半端にコピーされたものが変性を起こしたりがんになったりすると、そういうことなんですね。これを説明していくとなるとなかなか大変なことで、一つの要因だけではありませんし、ここでこれを述べるのはちょっといかがなものかなと。ましてや間接作用直接作用ということになりますと、ドクターサイドでもその知識の無い人間も結構いるかと思えます。これをちゃんと説明できる人間はなかなかいないと思えますのでね。それともう一つ言いますと、これに関しても環境省の専門家の人たちと話をして、まずこういうものを出しますと、修復のこと書いてないよね、あるいは発がんのこと書いてないよねと、いっぱい突っ込まれるわけです。だからあまり詳しい専門的なことを書くべきなのかどうなのか、必要であれば絶対に書くべきだと思うんですけども、あえて書いて新たな指摘をいただくようなことは書く必要がないんじゃないかなと、そういうことです。せっかく他の部分が良いと思えますのでね。これはいかにも残念だなということが一つ。まずそれが4 ページ。

5 ページ目に関しましては、内部被ばく・外部被ばくについて、これは本当に間違っております。漫画としてはよくできておるんですけども、外部被ばく・内部被ばくというのは、本当はもっと単純で、下に書いてありますように、内側に取り入れられたものから被ばくするのが内部被ばく、外側から被ばくするのが外部被ばくです。ところが、汚染ということになりますと、ここに本当にみなさんに強調したかったのは汚染ということ。本当の原子力災害の場合には汚染が起こるわけですけども、汚染というのは、たとえば放射性物質が皮膚に付いたとしたら、皮膚の表面から入ってくる汚染物質による外部被ばくと、中に取り込まれたものからの内部被ばくと両方あるわけです。たとえばここでは白内障とか書いてありますけど、まず白内障は外部被ばくですし、第一、水晶体というのは血管がございませぬので、血液によって物質は運ばれませぬのでこれは間違いです。ですから、こういった小さなミスがありますと、それを指摘する方というのは、それ見たことか、間違ってるじゃないかと、文書全体の信ぴょう性を疑われるというふうにとられてしまうんですよ。ですからこういうことは非常に気を付けたほうがいいし、外部被ばくによる、内部被ばくによ

	<p>るとい、それを弁護するのではなくて、いろんな要因があるものを、たとえば健康食品で多くの方にすごい効果があるというようなことを言ってしまうと、それだけでエビデンスの問題ということになっちゃって、眉唾物というふうにとらえられてしまいますのでね。あまりそこまで踏み込んだ言い方をする必要はないんじゃないかということと、逆に言えば概念的に、下に私が書いたような図で、外側からと内側からがあるという、まずこの概念を持ってもらうことのほうが大事なんじゃないかということで、ちょっと単純化してこのようにさせていただきました。一つ一つを説明していくと長くなりますので、概ね私の考えはそういうことです。それで、とにかく一番強調したかったのは、汚染というのは単純ではない、非常に複雑なものである、だから大きく汚染は内部被ばくプラス外部被ばくであるということをもっと強調したほうがいいんじゃないかということです。</p>
E 委員	<p>はい。これはもう全くその通りで、A 委員が環境省の委員の方に見ていただいて、他をすごく評価してくださっているということで。だけどこれがあると絶対ここで、ここだけで全部信ぴょう性がないということにされちゃうよということで。この内容はこのハンドブックの中でそこまで詳しく言う必要もないし、詳しく言えば言うだけ批判を受けやすいということもよく分かりましたので。これは割とどこでも使われてるオーソドックスな図なんですけど、これを一度漫画家さんに、彼女のタッチでの絵にさせていただいて、その意味でイラストは後日差替え予定というふうに書いていただいたんですけども、そうしたいと思います。通常あんまり汚染って言われなくて、放射線防護の医療ではよく汚染と書かれてるんですけども、外部被ばくと内部被ばくとがすっぱり分かれてるかのような、でも実際どこまで外部でどこまで内部かというのは実は曖昧で、たとえば鼻の中はどうかとか、そういうようなことがいちいち出てきてしまうところなので、逆に汚染というカバーのし方はとても大事だなということで。汚染に気をつけなさいということですよ。だからそれをこの左のページできちんと書くと、通常の方は外部被ばくと内部被ばくという言葉は知ってるんですけども、汚染ってあんまり意識されてないので、説明の価値としてもあるんじゃないかなと思いましたので、ぜひそのように直させていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>はい。他、なにかございますか。</p>
D 委員	<p>今のところで、汚染によって被ばくしたらどういう病気になるということを書くことも・・・。</p>
A 委員	<p>難しいと思いますよ。決してそれを避けてるわけではないんですけども、内部被ばくで、たとえば甲状腺のようにある程度はっきりしたしきい値が</p>

	<p>決まっているようなものは別として、そうでないものに対してここで言いきってしまうと、それは何を根拠にという形で指摘されると思うんですよ。かといって内部被ばくを甲状腺で書けばいいかという、逆に言ったらそれも偏っているということになっちゃうので、それだったらこういうふうに概念的に内部被ばく外部被ばくという、まず概念を覚えてもらおうと。甲状腺に関しては、後でヨウ素剤に関するところから出てきますのでね。それでカバーしたらいいかなと思ったんですけどもね。</p>
D 委員	<p>素朴な疑問として、何がどう悪いんだというのが、汚染イコール内部被ばくプラス外部被ばくという言葉だけを受け取った時に、それが体の中に入ってどうなるのかとか、一般的な、甲状腺がんになるとか、たとえば甲状腺と書かなくても、がんになったりとかそういうふうに大まかに書くことでもやはりこの場合は難しいですか。</p>
A 委員	<p>たばこのように、吸いすぎには注意しましょう、発がんの可能性が上がりますとか、そういう形で書ければいいんですけども、なかなかそこらへんがまだ議論の途中の段階のものが多く、それ自体を書いちゃうとやっぱりどうかなという気はします。トーンダウンしてるわけでは決してなくてね。特にこの最初の、放射能と被ばくというところですので。実は今私も自身が環境省のほうで、医師向けと一般向けの放射線の健康に与える影響の小冊子をまとめているところでもあるんですけども、そこですら実はそれが問題になったんですよ。なかなか、やけどとか日焼けのように、投与された量と障害が並行するような障害の形と、発生率が変化するようながんのようなものと、この二つのとらえ方があるんですけども、なかなか発生率を及ぼすようなものに対してのしきい値というのがまだ全然決められていないんですよ。放射線あるいは抗がん剤というのが他の薬剤と違ってなぜ怖いかという、発生率に関しては許容量がまだないんですよ。今、簡単に許容量がないと申しましたけども、それがどれだけ大変なことか、そうすると安全域が決められないんです。安全域が決められなかったら、一回胸の写真を撮っただけでも発がんということに関して全く影響がないとは言い切れんという形に文言上はなってしまうんです。そういうところをつつかれると非常に、ましてや篠山市という名前の入った文書でそれを出してしまうと、その部分だけを問題にされてしまうんじゃないかなと懸念するわけです。本当は言いたいこともたくさんございます。</p>
F 委員	<p>でもやっぱり、じゃあなぜ逃げるんだという話になっちゃうので、何のために出してるかという、危ないから言ってるわけで、危ないということを書いたほうがいいと思います。たとえば「がんになることもある」と、それこそファジーに、でも何かそういう恐ろしいことがあるというのを書</p>

	いたほうが。
A 委員	いえ、構わないと思うんですよ。本当を言うならば、確率的影響と非確率的影響で、いわゆる障害の程度が増えるもの、脱毛であるとか水晶体の混濁とか、プラス発がんということに関して、それぞれの閾値がわからないけども、その可能性としては否定できないという文言を入れても僕はいいと思います。
C 委員	さっきの話で、F 委員の言われたことと同意見なんですけど、がんの原因と言う、逆からの話の図を見たことがあるんですけど、がんの原因がたばこであるとかストレスですとか放射性物質とかあると思うんですけども、ということは、逆に言うと放射能というのはがんの一つの原因ですよ。そこで、放射能だけががんの原因と言うふうに特定はできないと思うんですけど、F 委員が言われたように、たとえばタバコやストレスに加えて放射性物質もがんの一つの原因ですとかね。そういう並列的な書き方はできるんじゃないでしょうか。現にそういうふうに、出回ってるものには書いてると思うんです。そういう危険性というのは、F 委員も言われたように、どこかで記述が欲しいなと思います。 それともう一点なんですけども、5 ページの女の子が放射性物質を服に付けている絵がありますね。これはとてもいいなと思ったんです。というのは、やはり放射能の危険というのはなかなか可視化されない部分があって。もともと見えないものなので。実際に服に付いたりとか手に付いたりとかしているのが絵としてほしいなと思いました。だから下の絵だと全然人の顔が見えないので。
A 委員	いや、これはこれから変えるんですよ。
E 委員	それこそこの女の子の絵をここに入れてもいいかなと。漫画家さんのタッチで。
A 委員	このニュアンスでやってくださいということです。
E 委員	F 委員がおっしゃっていたことは僕も出せばいいと思います。これはもう文言の使い方になりますから、僕が文章を書いてそれを A 委員にチェックしていただいて、これだったら大丈夫だろうという落としどころを作りたいと思います。
D 委員	被ばくと病気の因果関係を証明することは難しいと書くことも難しいですかね。
E 委員	複雑にしないほうがいいのか、説明しようとするだけつつこみやすくなるということでしょう。
A 委員	放射線の影響として、他の発がん物質と同じように、発がんの可能性として否定できないみたいな書き方の一文が加えられるぐらいかなと思うんで

	すけどね。
E 委員	危ないから逃げろと言ってるわけだから。何かちょっとうまいこと考えます。
A 委員	とにかく汚染を強調してもらったほうがいいと思うんですよね。
委員長	はい、そしたらこの 4、5 ページは少しまた調整していただくということで。その他、何かございませんか。
F 委員	篠山市ってたぶん 65 歳以上の人が 3 割くらいあると思うんですけど、この字の大きさを大丈夫ですかね。
E 委員	ずっとこれは B5 サイズで作るというふうに考えてやってきたんですけど、それを僕の今の判断ではやっぱり A4 に変えようかなと。このあいだ、I 委員さんからもとにかく文字の大きさを考えてほしいという話があって。今出てるものは実際に作ろうとしているものよりもさらに小さいですけども。A4 にすると字はかなり大きくなると思うんですけども。けっこう情報量入れちゃったので。
委員長	1 ページが A4 ですか。ということは今日の資料よりは大きくなるんですね。
E 委員	倍の大きさになります。B5 で作ろうと思ってきたんですけど、A4 に広げたほうがいいかなと。
A 委員	大きいに越したことはないですよ。
E 委員	持ち歩きやすいようにというふうに考えて B5 と言ってたんですけど、あまり持って歩かないかなと。あと、イラストレーターさんから出てるのは、子どもの事とかを考えるとルビを入れたほうがいいんじゃないかということで。ただ、全部にルビを入れるというのも大変なんですけども、どうですかね。
事務局 (課長)	<p>大きさにつきましては前回もいろいろ議論していただいて、持ち運びしやすいようにということで B5 サイズとさせていただいて、持ち運びできるということで名称もハンドブックにしようという形で進めてきているので、ハンドブックという名称を使わないのであればそのままガイドブックにして A4 で作っていただくか、そのあたりは検討していただければいいんですけども。</p> <p>それと、先程 E 委員からありました、ルビにつきまして、前回委員長のほうからも、ルビをつけるかどうか広報紙とあわせてくれということでしたので、いただいた原稿を広報の担当者に確認してもらいました。ルビは基本的にほとんど振るようなところはなく、どちらかというとひらがなに直すようなパターンが多いと。例を挙げますと、「〇〇して下さい」というという表現を、ひらがなで「ください」とするとか、「〇〇毎」という表現を</p>

	「〇〇ごと」にするというような形で、ルビを振るというよりはひらがな表記という形で対応はできるのではないかということで確認をさせていただいておりますので、報告させていただきます。
E 委員	そうでしたら、B5 サイズで作ったものを持ってきましたので、これでいいか、これより大きくしたほうがいいか、回して見てください。
A 委員	これで十分じゃないですかね。
E 委員	これでいいですか。じゃあ予定通り B5 でいきますか。よろしいですかね。
委員長	はい。その他なにかございますか。
B 委員	PDF 化してダウンロードもできるようにするんですか。
事務局 (課長)	基本的には、全世帯分印刷はさせていただきますけども、PDF 化したものをホームページ上に掲載する予定でございます。
B 委員	その時は A4 サイズで打ち出せる形に PDF ですか。
事務局 (課長)	そうですね。そうなります。
E 委員	そうか、PDF は大きくなるんですね。
A 委員	この間の関係者の会議の時に出了のがですね、これは一つの意見ですけども、6 ページの外部被ばくを避ける 3 つの方法、逃げるということの中でですね、家屋が倒壊していない程度の地震の場合には、屋内にとどまった方が被ばく量が圧倒的に少ないというデータが出てますよと言われた先生がいらっしゃるんですよ。ただ、それも一つなんですけども、余震のある時に屋内に戻れなんて怖くてできないよと、一応僕も反論はしたんですけども、ただ実測データでは確かにそうなるんですよ。とっとと逃げろと言うけども、逃げるよりも屋内にそのまま避難してブルームが通り過ぎるのが 1 時間 2 時間あるいは半日であれば、その方がトータルのカウントとしては少ないですよと、それはどうするんですかねと言う意見も実はございました。ちょっとそれに関してみなさんの意見がいただきたいのと、もう一つは、福島から来られてた福島国際交流協会という財団法人が作っているものなんですけども、いわゆる外国人に対する災害時の対策についてです。外国人って篠山市に関係あるのかどうか私も把握してませんけども、外国人の可能性としてまず観光客、2 番目として労働者、それから 3 番目として奥様。ここらへんはどうかわかりませんが、東北地方では非常に外国人の方の奥様が多いんです。そのこともあって、外国人に対する災害時の対策を非常に一生懸命されてて、外国人のための相談窓口であるとか、あるいはこういったパンフレットにもそういったものを併記すべきではないかという意見が多々出たんですけども。そこまですべきなのかどうか、ちょっと篠山市の現状に関して、これは原子力災害だけじゃなくて災害時の対応がどうなっているかちょっと教えていただけますかね。特に観

	光客も大変らしいですよ。お配りしているような、韓国語にタガログ語にポルトガル語に英語、中国語と、ここに電話したら答えてくれるというのを配ってるらしいんですけども。
事務局（課長）	そこまではできてないのが現状です。
委員長	篠山市は今、国際理解センター、いわゆる外部団体なんですけども、基本的に市の外国人対応というのは国際理解センターにお世話になっている部分があって、今回こういうものを作ることに、協会の職員と相談しながら、どういう形でフォローしていくか。他の部分もなかなかできていない部分があるので、引き続き検討していきたいと思います。
E 委員	さしあたっては、こんなにたくさんの言語はとても無理だと思うので、英語だけでもあると。私の知り合いが、チェルノブイリの時にちょうどローマにいたそうで、さっぱりイタリア語なんてわからなくて、ただホテルで急に牛乳とチーズは国が出すなと言ったから出しませんと言われて、チェルノブイリということもよく分からなかったそうです。それで、帰国してからどうだったと言われて、というようなことがあったというふうに言われてたので。もちろん英語が誰でも読めるわけじゃないですけども、簡単な英語ぐらいは、何が起きているかがわかるようにしてあげると、情報は取れると思うんですよ。篠山市でタガログ語までやるのはかなり大変かなとも思いますけども。
委員長	それこそ観光ガイドブックなんかでもできるだけ外国語を入れたりしてるんですけども、これもとりあえずまずは原型で、外国人に対する配慮についてはまた引き続き国際理解センター等と相談しながら、できるだけ配慮できるような形で。
F 委員	このへんでしたらポルトガル語ですかね。
E 委員	ブラジル人が多いんですか。
事務局（部長）	篠山市に在住の外国人の方につきましては、平成 26 年時点で 468 人です。今お話があったように、篠山の製造メーカーにブラジルの方がたくさんおいでになりまして、468 人のうち一番多いのがブラジルの方で、120 人です。国際理解センターが、外国人の方が病院に行かれる時に付き添ったり、いろいろな生活の支援をしているんですが、その 90%以上がブラジルの方でございまして。英語に関しましては身近な方が訳して生活の支援をされておりますので。篠山市の現状としてはそのような状況でございまして。
D 委員	産業高校丹南校の跡地に、兵庫医大が介護の学校を開くということで、200 人ほどベトナムの方が寮生活をするというふうに聞いてるんですけども。
委員長	それにつきましては、ベトナム人なんですけども、日本語のレベルが非常

	に高い方が来られるんですね。だからかなり日本語は堪能なんですよ。
B 委員	(日本語能力試験) N2 以上でないといと来られないので。N2 ということになると、一応読むこともできる。漢字が全部わかるかどうかはわかりませんが。
委員長	先程あった、ブラジル人の方については、日本語が親もわからないし子供もわからないということもあるんですけども、丹南校跡地に入られるベトナム人の場合は、学校としてお預かりになって、寮もそこで用意されて、個々であまり動かないので、そこまで難しくないんじゃないかという気はします。
E 委員	ちなみに、滋賀県の能登川図書館は絵本コーナーにポルトガル語コーナーを作ってますね。そこも工場がありますから。一角はポルトガル語の絵本にしてみましたね。
C 委員	このガイドブックに関して、外国語というというのもバリアになると思うんですけども、やっぱり漢字が多いとか難しい表現が多いというのもバリアだと思うんです。原子力事故のガイドブックで、文科省が放射線教育のハンドブックを作ってるんです。それは小学生版と中学生版があって、小学生版というのは難しい言葉とか漢字は使ってないと思います。それで、PDF 化してダウンロードできるようにすべきだと思うんですけども、たとえば小学生が見たりする時に、内容はほぼこのままでいくとしても、「ハザードマップや事故の予測などを過信しないこと」であれば、「事故の予想を信じすぎないようにしましょう」とか、ちょっと簡単なやわらかい言葉とかに直して、子どもでもダウンロードしたら読めるような、文科省がしてるような小学生版と中学生版のような、大人版と子供版でもいいんですけど、ひらがなが多いようなものも PDF 化してほしいと思うんですけど。
A 委員	それを一緒にやるのは妥当ですかね。というのは、文科省が出してるのは原子力に対する理解を深めるための小冊子にして、避難ということとはまたちょっと違うと思うんですよね。緊急時には子供の判断より大人の判断が優先しますので、もちろん子供版もあればいいと思うんですけども、ちょっとそれをここに盛り込んで子供のほうにあわせてしまうのがいいのかなどうか、ちょっと僕は疑問です。
C 委員	もちろんこれも作るんですけど、子どもが学習で使えるようなものを。
A 委員	それはまた別口としてね。
C 委員	それも内容を損なわない程度に、ひらがなを増やしたものができたらいいなと思います。決してこれを簡単にしようということではないです。
E 委員	いずれにせよ、ルビを振るよりも漢字を減らしたほうがいいということがあったので、ちょっとそれで直せるところは直します。表現も難しい漢字熟



	語よりも、変えられるところはね。
G 委員	できるだけ平易な表現にされると思うんですけども、文章表現は基本的にこのままですよね。市のほうで最終的にチェックいただけたらと思うんですけども、ところどころ用字用語で気になるところがあって。たとえば 6 ページの外部被ばくを避ける 3 つの方法の 1 番、「放射線の力は距離の二条に・・・」の「条」はこの字じゃなくて「乗」ですし、8 ページの大量の放射性ヨウ素が飛来の最後の 2 行のところ、「危険な基準を越えていました。」の「越える」は「超える」だと思いますし。それとその下の段、「放射性ヨウ素の甲状腺被曝」の「曝」は、他の箇所ではひらがなを使っているの。それから、ちょっと気になったところですけど、23 ページの真ん中の段、「内部被ばくを低減するための特性カッパ」と書いてあるんですけど、「特性」ってこういう字を書くんですか。
E 委員	ああそうか、製品の「製」ですね。
G 委員	ちょっと用字用語をチェックしていただければと思います。
E 委員	はい、ありがとうございます。
委員長	はい、他に何かございませんか。
H 委員	8 ページなんですけど、一番最後のところで、篠山市の風の方向なんですけど、北側と南側から吹くことが多いので西に逃げるのがベストですと、これは言い切っちゃって大丈夫かなと。
E 委員	もう少し表現を弱くしましょうか。
H 委員	なにか、読んだ時に西側というのが頭に残っちゃうのかなと。
E 委員	これは確定的なことは言えないところですから、少し表現をぼかします。
F 委員	シミュレーションのやつを見たら、香美町も大丈夫みたいですね、西になりますから。だから僕は西でいいのかなと思っていたんですけども、どうなんでしょうか。
A 委員	一概に言えないですよ。
E 委員	あとから、1%ぐらいの確率で西に流れることがあって、その時にあたっちゃったら、西に行けと言われたので西に行きましたとなっちゃいますよね。ちょっと表現は弱めます。ただ、基本は確率的なことを言うと、柏原の測候所のやつを 1 年間ずっと見ていたら、篠山は割と楽だなと思ったんですよ。割とはっきりしているの、他に比べてこっちだと言いやすいところ。だから概ねにしていると思うんですけど、おっしゃるようにちょっと表現をぼかします。
D 委員	15 ページの、篠山市の見解を踏まえて後日再構成するというのは、これはどういうことですか。
事務局 (課長)	この部分につきましては、第十条の通報が出たら避難の合図ということで、

	<p>基本的には十条が出た時点で通報を受けるわけですが、その時点で避難であつたり安定ヨウ素剤の服用を検討し始める必要がありますが、自治体にすべての情報が入ってくるわけではないので、住民さんそれぞれが情報収集に努めていただいて、自らの判断においても避難していただく必要があると考えているというような形の表現で入れさせていただこうかとは思いますが、確定ではないですが、そういうようなニュアンスのものを入れさせていただけたらというふうに考えております。</p>
D 委員	イラストも入るんですか。
事務局 (課長)	そうですね、文字だけだとなかなか読みにくいので、そのあたりは最終的にはまた E 委員らとも打ち合わせしながら、なにかわかりやすい形で入れさせていただきたいとは考えております。
F 委員	<p>十条通報と、先程 A 委員がおっしゃっていた、逃げずに中にいたほうがかえっていいんじゃないかという話なんですけども。たしか国は 30 km よりも外だったら、まず中に籠れと、そこから避難しろと言ってるけども、篠山市はとっとと逃げろという話でスタートして、だからこういう文書も出てくると思うんですけども。この十条を信じたら、まず篠山市の人間は、国やテレビから、外に出ないで中にいなさいという放送がかかると思うんです。でも篠山市はとっとと逃げろと。こういう矛盾をどうするかがちょっと。</p>
委員長	<p>そういう意味でですね、これは今検討委員会で検討していただいていて、最後はやっぱり市としての考え方、市民の実勢とかそういう部分が要るので、その部分は少し市のほうにゆだねて、市長の考え方なりを少し書いて、最終的に市のものとして作成をさせていただこうということで。今までからもずっと、おっしゃるように、国は屋内退避だと言ってるわけですが。でも篠山市の場合はやっぱりそれではいかんということで、逃げようという方向でやってきていて、そういう篠山市としての考え方はやはり市でないと書けない部分があるので、できれば今日市のほうへ報告してもらって、それに市の考え方を加えて、最終的に市のガイドブックを完成させようというようなことで、少し空白の部分があるということです。</p>
D 委員	<p>これは後でどうなるかですけども、とっとと逃げろということの重要性を強調しながら、篠山市は十条通報が出た時に、とっとと逃げろというふうに市民に言わないかもしれないということですか。他のページも、安定ヨウ素剤をいつ飲めばいいのかということが 20 ページで書いていますけども、実際十条通報が出た時でも、みなさん飲んでくださいというふうに市長から市民に連絡するというわけではないということですよ。</p>
委員長	というより、今の情報伝達手段では、伝達しきれないんです。

D 委員	ここにあって書かないということは、そういうことだというのがあらかじめ共通理解としてあるということなんじゃないですかね。
委員長	それは自己判断という意味ですか。
D 委員	十条通報が出た時に、とっとと逃げろというようなことを篠山市は言いますということを見解としてここに書いてしまえば、明らかに国の見解と矛盾があるということですよ。避難に至るには、500 マイクロヘルツ実測というのがなかったら、十条通報が出た時でも、基本今の段階では、屋内退避がベースになってるわけですね。国の指針としては。
E 委員	それは5 km圏内もそうです。
D 委員	なので、実際にとっとと逃げろということ、まだ防災無線なりが生きているという段階においてですね、そういう状況がみんなにメールで一斉配信することが可能であるという状況においても、とっとと逃げてくださいというのを、委員会でも話し合ってきましたし、ここにおいてもずっと大事だろうということを書いてたんですけども、厳密に書けば書くほど矛盾が起こってくるということなんじゃないかなというふうに思っています。
委員長	結局、どうしてほしいということですか。
D 委員	どうしてほしいというか、20 ページの安定ヨウ素剤のところ、いつ飲めばよいのかというふうなことを書きながら、市からは一切いつ飲んでくださいというのを書かなかったことにおいてこのページは成稿してるわけなんです。
E 委員	いや、でも第十条通報が出た時ですって書いてますよ。
D 委員	だけど市のほうからはアナウンスしないということですよ。自分で判断してくださいということですよ、それは。
E 委員	いや、事実上ここは十条通報が出たら飲んでくれと。
D 委員	だから十条通報を知る手だては、十条通報が出ましたよというふうに市のほうから配信が来たとしても、それと同時に安定ヨウ素剤も飲んでくださいというふうには言わないということでこのページは成稿してるわけなんです。だから、こういう書き方と同じようなやり方を15 ページにおいても、うまく表現でカバーするということができれば、難しいんじゃないかなと。
A 委員	先程僕が言いたかったのもそれなんです。どう表現していいのかわからないんですけども、十条通報が出た時に、避難ということに関して、屋内避難なのか現場から離れるのかという明確な指示は市の側からは出すべきないということ、ここに明記しないということだと思います。
I 委員	今の話で、実際にたとえば台風等の災害が起こりますよね。必ず対策本部が発足するんです。そこへ私も参加するわけですけども。それでどうなる

	<p>かという、いろいろと状況判断が出てくるわけです。だから、そういうことは避難訓練において仕組みを作り上げておかないと。E委員の講演を聞く中で、消防団員が逃げていいのかどうかという話も出ている中で、そういうこともやっぱりしていかないといけないと思いました。要は、市長が指示を出すのかどうか、これはこの冊子よりも後のことだと思って私は発言しなかったですけど。ここは本当に難しいところなんですよね。だけど消防団は逃げたらだめなんですよね。広報活動をしてもらわないとだめなんですよね。というようなことで、今後において避難のあり方、訓練のやり方のフローチャートを作って、火災・災害・行方不明者の捜索、全部フローチャートができてるんです。そういうようなことをやっていかないといけないんじゃないかなと。市長は自分一人で判断できませんからね。当然、兆候があれば対策本部を作ると思いますので。</p>
A委員	<p>このハンドブックというのは、いわゆる交通標識と同じで、落石注意という表示があったとしたら、落石があらうとなかろうと注意しなければだめだと考えるための一助となるハンドブックであって、その時にこうやって回避しなさいであるとか、上を見なさい下を見なさいと言うところまでは言及しないという、そういうものではないかなと。落ちてくる石を見るのか落ちた石を見るのか、落石注意だけでもいろんなとりかたがありますからね。ですからそこまで言及しちゃうとかえって方法論を誤るんじゃないかなと気がするんですけどね。あくまで考える元となるのがこのハンドブックというふうに私はとらえてたんですけどね。</p>
C委員	<p>ただですね、市民の方は、率先的避難者たれということはここに書かれているので、もし危険が予測される場合は積極的に逃げてくださいということは、住民の方が認識として持つておかないとだめだと思うんです。市としては、十条通報が出ました、十五条通報が出ましたということは必ず通知してもらわないといけないし、市民の方としてはそれで察知して逃げる必要があるという判断力を磨くのがそれまでの学習だと思うんです。その学習というのは一方で進めていただかないといけないし、ちょっとさっきの話に戻るんですけど、子どもも学校で防災学習をやってますので、やっぱり子供が手に取って見てわかるものも欲しいんですよ。これは後でいいんですよ。子供版とか、平易な言葉のものもダウンロードできるようにしてほしいなと思います。</p>
E委員	<p>それは努力しましょう。それで、実はここはかなり、十条通報と十五条通報というのを出す時まですごく悩んで、というのは、国はさっき言ったように500マイクロヘルツというものすごく大量になってから逃がすというので、その段階だったら屋内退避のほうが良いと思います。500マイクロヘルツ</p>

	<p>が来ちゃってるんだったらね。基本的にはその前に逃げようという考えで、あとさっきのシミュレーションは基本的に福島原発事故と同規模のことが起きるといふ想定だと思ふんですよ。ところがあれは、4号機のプールがギリギリで破局的な事故になる前に止まった事故ですから。次はあれを楽々超えてしまう可能性といふのは理論上十分にあるので、早く逃げたほうがいいということですよ。ずっと話してきたのはそういうことだと思ふので。安全原則といふか、それこそこのあいだも浜松で不発弾が見つかったといふことで新幹線が止まるとか、だけどほとんど爆発もしないだろうし大丈夫だろうとやってる側も思ってると思ふんですけども、避難勧告も出てますよね。台風なんかの時にも早めの避難といふことが言われてるから、その考えを適用したら早めに逃げちゃえばいいといふ考え方になるんだけど、原子力だけはあまり怖さを強調したくないのでそういうことを言わないとなっちゃうと。それで、心配しなくても30km以上はたぶん何も出ません。なぜかといふと、原子力災害対策指針といふので、最初は、30km以遠はプルームが通過するのでこれに対する対策は追って書きますといふっていたのが、その次の修正で全部消えたんですよ。だから国は30km以内の事しかもう言わないといふふうにしちゃってるので。だから逆に、篠山市に屋内退避勧告は国からは出ません。好きにしてくださいと。だから30kmよりも外は、国のしようとするに對して何の規制もないといふか、自分たちで離れたらすればいいといふことだと思ふので。そこはいいと思ふんですけど、十条・十五条って決め打ちで書いていいのかなといふところが悩ましいところだと思ふんです。</p>
<p>委員長</p>	<p>おっしゃるように、この部分は最終的に市として責任が出てくるので、このあたりの表現については、答申を受けて市のほうでどういふ表現にするかといふのは少し市にゆだねていただいて、当然またご相談させていただくこともあるかとは思いますが、非常にデリケートな部分なので。今までからずっと議会ともそういうやりとりをしてきているので、最終的に市が発行する場合にどういふ表現をするかといふといふのは、市のほうに答申をしていただいてから市のほうでまた検討を加えてといふ形にさせていただきたいと思ひます。これは、国がどういふ指示をするかといふのは、市長はあまりあてにしていらないといふか、なかなか国といふのはそんなに正直に言っただろと。だからこそ篠山市民はみんなで考えて自分たちの身を守ろうといふ考えもあるので。そういうことも含めて、ちょっと少し市のほうにゆだねていただいてもいいのではないかなと思ひます。</p>
<p>F委員</p>	<p>さっきの、不発弾とか火事の時避難するのは守るためで当たり前のことだと思ひますし、原子力災害が起こった場合に逃げるのも安全のために当</p>

	<p>たり前のことだし、その場に残るのも安全のためなんですよ。別に危険にさらすためにそこに居させるわけじゃなくて、国はそちらのほうが安全だからという考えでここに居ろと言ってるわけで。国は屋内退避が良い、我々は避難が良いと言ってるだけで、どちらも安全のためですよ。</p>
E 委員	<p>いや、それは違います。なぜ違うかと言うと、内閣の副官房長官だった福山哲郎さんが、自著の中ではっきりと、本当は 20 km から 30 km も逃がしたほうが良かったけど、とても準備ができないから言わなかったと書いてあるんです。</p>
F 委員	<p>それは、失礼な言い方になるかもしれませんが、一個人の意見で。それに反対する意見はないんですか。</p>
E 委員	<p>いえ、内閣副官房長官という現実の避難対策を担った人の、その時の実情です。だからそういうふうな、避難する準備ができてなかったから、要するに安全かどうかの判断じゃなくて準備ができなかったから逃げろと言わなかったんだということを自著にはっきり書いてます。これは責められないとも思うんですけどね、全然準備をしてない時にああいう事故が起こって、その時にわかにはそれだけの膨大な人数を逃がせるだけの準備もしてなかったから、逃げろとはとても言えなかったという。だから、安全かどうかじゃないんです。</p>
F 委員	<p>じゃあ、安全のためには何が一番かと言うと、屋内退避じゃなくて避難することが一番で、それが今一番正しい意見なんではないでしょうか。30 km 圏外の篠山市においては。</p>
E 委員	<p>僕は逃げるのが正しいと思います。</p>
F 委員	<p>申し訳ないですけど、思うんじゃないかと正しいんですか。</p>
E 委員	<p>正しいです。僕が十条通報と言ってるのは、十条通報と十五条通報は、十条の段階と十五条の段階とで、ワンクッションあるんですね。事故はどこまで拡大するかわからないので、対策として正しいです。</p>
C 委員	<p>避難する時に、病気の方とか逃げたくても逃げられない方がおられますよね。ですので、家庭によって逃げるかとどまるか、そこは F 委員も言われるようにそれぞれの判断がある部分もあると思うんですけど。ただ困るのは、東北の震災の時に大川小学校という小学校があって、津波の想定区域外だったんですけど、子どもたちの中にはこの場から離れたたいという子がいたんですけど、学校が組織としてこの場にとどまって待っておきなさいという指示をして、結果津波にのまれたということがあったんですけど。それぞれの判断ができないという状況が生まれるのがいちばん危ないと思うんです。篠山市で、家庭によっては避難したいという家庭が出てくる状況が必ずあると思うんですけど、そこで、共通理解としてはたとえば避難</p>

	<p>の際には家庭に判断をゆだねるとか、家庭に帰すとか、そういう判断をそれぞれの個人でできるだけできるような、それは避難計画とかそっちのほうになると思うんですけど、一律に市が絶対に残りなさいとか避難しなさいとは言えないんですが、できるだけ個々の判断で逃げられるような状況までは共通理解をしておきたいと思うんですけど。</p>
A 委員	<p>個々の判断の考える要素を与えるのが今回のハンドブックであって、考えるためには材料が要りますから。たとえば患者さんに、あなたは癌ですよと言っただけだったら患者さんは不安になるだけでしょ。こういう治療方針がありますよということをいくつか示してあげないと。それが行政の義務でしょ。その材料を与えるハンドブックを今作ってるわけですから。</p>
E 委員	<p>だから 19 ページはそれを入れてるわけですよ。逃げ出し困難な時には立てこもるとか、要介護者を守る準備をということで、短いんですけど。それとか経管栄養剤ととろみ剤の不足が一番深刻だったということがあったので、一文入れておいたということですよ。だからたとえば介護職の方なんか、ああそうなんだなと知っておいていただくだけでもちょっと違うだろうということですよ。</p>
A 委員	<p>C 委員のおっしゃるように、個々の裁量権というのは重視したいと思うんですよ。ただ材料がないと、余計にこんがらがっちゃうんですよ、その時になって。だから考える根拠が欲しいなという、その参考にするための材料というのは、しっかりした、かつあまり偏ってない方がいいんじゃないかなというので、困るわけですよ。</p>
C 委員	<p>私が言ってるのはどちらかというこの後の話で、いざ学校にいる時に十条通報とか十五条通報が出た時に、下校までずっと学校にいるのかどうか、家庭に判断を任せて帰すのかとか。そのへんは避難計画の話にはなってくると思うんですけど、それは後でいいです。</p>
E 委員	<p>あと検討していただきたいのは、ページに少し余裕ができたので、篠山市のことが全然書いてないなと思って、22 ページを大きく開けたのは、やはりこの原子力災害対策に関してはすべて市長のイニシアチブで作っていただいたというのがあるので、市長からのメッセージというページというのがあってもいいんじゃないかなと思って。</p>
委員長	<p>はい。それはそういうことで答申をしていただいて。</p>
E 委員	<p>はい。あと、この市民の命と安全を守るためにということで消防団のことも入れさせていただいたんですけども。奥付みたいなものがこの差しの中に無かったのでここに持ってきたんですけど、これでいいでしょうかね。一応漫画家さんとレイアウトさんの名前は入れてあげられればいいなと思っているのと、考えてみれば原子力災害対策検討委員会が全然出てないので、</p>

	たとえばここに「編集 篠山市原子力災害対策検討委員会」と入れますかね。
委員長	市のものになってしまうので、それはたぶん出ないと思います。
E 委員	そうですね、じゃあそれでいいです。
委員長	あるいは市長のコメントの中で、委員会にお世話になってこういうものができてきたとかいうのはありだと思うんですけども。
A 委員	ひとつよろしいですか、余計なことかもしれませんが、今回我々はハンドブックをまとめましたよね。もちろんこれがそのままというわけではなくて、まず市議会なり市長あるいはそれぞれの諮問機関で再度検討されて訂正されてという形になると思うんですけども。よければですけども、我々も、専門家も集まりそれぞれの機関の代表者も集まりこういうものを作ってまいりました。市がこれを検討される場合、第三者機関にこれをゆだねられるんですかね。
委員長	いえ、そういうことはまったくしません。
A 委員	そうですね。となったらこれの是非を問う判断というのはどのようなレベルでされるのかというのが、もしわかれば。
委員長	是非を問うのは、この委員会ですね。
A 委員	ここはあくまで案を出す機関でして。
委員長	今の手続きの予定としては、これを市がお預かりして市長が見て、議会も内容に関してどうということはないと思うので、ほぼこの通りにいくというような形になると思いますけど。
A 委員	もう一度これに対しての判断基準が何か入るのかなと思ったんですけど、そうではないんですね。
委員長	ないですね。
A 委員	それは責任重大ですね、逆に言えば。
D 委員	前も言ったんですけど、この漫画の部分の吹き出しとかコメントというか、これを篠山弁にしてみようというのは。
E 委員	そうですね、最初はそう考えてたんですけど、どうでしょう、できますか。
A 委員	ただ、それも馴染みがあっていいかと思うんですけども、篠山市によそから来られた方もおられるし、できるだけ共通言語というのが理解してもらいやすいのではないかなと。わざわざローカルに走る必要はないのではないかなと思いますけども。
E 委員	最初は僕もそう思ってたんですけどね。
委員長	先程もちよっと言いましたけども、ある程度広報紙等とレベルをあわせるというか、そういう意味で言うと、まずはある程度標準的なパターンでいいのではないかと。



D 委員	あくまで漫画ですよ、本文じゃなくて。
A 委員	もし方言を入れて、篠山出身じゃない方がわからなかった場合を考えると、そのリスクのほうが僕は大きいと思うんですよ。
D 委員	語尾を変えるぐらいならわかるんじゃないですか。
A 委員	篠山の方がそう思っても、わからない方がいらっしゃるかもしれないですよ。可能性の問題なんですけども。
D 委員	そうしてもらったほうが話題にもなっていないかなとは思ったんですけども。
E 委員	最初はそう思っていたんですけどね。
委員長	とりあえず標準的な形で、また将来改訂版が出る際には検討するということで。
I 委員	A 委員から資料があった、外国人に対する災害時の対策、篠山市も 1 月 22 日に防災訓練をやるんですけども、企業にお勤めになっている外国人の方に参加をしてもらおうということになったんです。私の自治会にもブラジルの方が一戸数人おられるんです、家族で。日本語はよく分かるんだろうけど、自治会の付き合いは全然ないし、おそらくこんなことも知らない状況だと思うんです。だから、私は外国人に対する災害時の対策、これはやっぱり、今はいいですけども、その次の段階には入れて取り組むべきじゃないかと。
E 委員	そうですね。避難弱者になっちゃいますから。
I 委員	はい。ということで、防災訓練に参加してもらう初めての企画になります。これは報告なんですけどね。原子力災害においても入れられたらいいと思います。
委員長	はい、ありがとうございます。他に何かございますか。
J 委員	このガイドブックを見せていただいて、E 委員、A 委員には大変なご尽力をいただいてここまでものができて、素晴らしいものができたとうれしく思います。そのうえで、今までから申し上げてきましたように、市の行政としての責任を、原子力災害に対してどれだけ果たせるのかというふうな点では、やっぱりまだまだ検討されてない部分が多いんですね。それと、このハンドブックの中のたくましく備えようという言葉の中にも、たくましく備えるのは誰なのかと。これは市民がたくましく備えましょうという意味かもしれませんが、やっぱり市としてたくましく備えるということならば、市としてたとえば、子どもというのは自分で運転して逃げられませんし、電車に乗っていくこともできませんし、親の責任において逃げないといけないようになるし。それから何回も出て来てますように、老人ホームに入ってる方とか、障害のある方とか、そういった方もたくましく逃げ

るといのはどうすることなのかと。どうにもたくましく逃げられないから、福島ではお年寄りの方が置いて行かれて亡くなってるわけですね。そういうふうにして、逃げられないものにたくましく逃げろなんて言ったところで、逃げられないという人がたくさんいるのに対して、市はどうするのかということをつましく考えるならばたくましくという意味がある程度あるけども。たくましくというのが非常にむなしい感じがするんですね。それはやっぱり、素晴らしい中身で、住民の原子力防災に対する学習の資料としては非常に素晴らしいものができてうれしく思うんですけども、まだ残されてる課題というのは、市としての行政の責任にたくましくどういうふうに取り組んでいるのか。市長としては何も命令することもできないというか、国の言うとおりにせざるを得ないというような状況があって、その中で国があまりにも無責任なために、たくましく備えることができないために、こういうものを市が作らざるを得ないと。それに対してたくましく備えるなんていうのは市の力ではどうにもできないぐらいの大きな仕事でありすぎるといふふうに思うんですね。その中で、いかにして住民に放射能の恐ろしさとか害とかそういうものを科学的に認識してもらうかという点で、非常にご努力いただいて、いろんな角度から検討いただいているのは本当に頭が下がるんですけども。市としてたくましく備えようということがちょっと曖昧でむなしい響きがやっぱり避けられないんじゃないかなと。市としてバスを出すとか電車を出すとかいうようなことを何もしないで、たくましくなんて言えるんですかね。そういう点で、たくましくという言葉について、ちょっと軽い感じというか、実体が伴わないというか、そういう言葉になっていて。市民にだけたくましく逃げなさいと言うことが、とっとと逃げるのも残っておりまして、これは市民にだけ逃げなさいと言ってるんだけど、これは実際にできないことです。国としても、できないのでこれは言わないわけですね。先程もありましたけど、国は30 km圏外は逃げなさいとは言わないと。それができないので市町にみんな丸投げして任せているわけで。それに対して我々は一番しんどいことを検討しているんですけども。検討委員会としても市としても、逃げるなんてことは実際は無理だということをしつかり認識せざるを得ない、放射能のことを学習すれば逃げるのが難しいというふうになってくるんです。そしてその時に市として取るべき態度というのは、逃げろと言うだけではなくて、やっぱり福井地裁なり大津地裁で判決があった人格権という言葉で、国が営業したりするような営利のための権利と違って、生存権というものが一番基本にあるというのが福井地裁なり大津地裁の判決の原点になってますけど。そこに帰って、市としてやることはなにか、やっぱり事業者に

	<p>対してもっと請求するべきことは請求する。ヨウ素剤の配布にしても、もし事故があった場合には、事故がありませんと言って、安全であるということを書いて、安全であるからあえて避難する必要も言わなかったし。それも100万分の1ぐらいの確率でしかそういう事故は起きないと、事故の5年前に国会で言ってるんですね。そういう中での避難対策というのを5kmなり30km圏内で書いて、それが何も変わってない、ただ基準だけ緩めたと。今までの1年間に浴びる最低の許容量は1ミリベクトルであると言われていたのを20ミリベクトルにしたり、それから先程あったように500ミリベクトルまで広げると、そういう非常に無責任なことをやってるわけですね。その中で逃げろと。国の無責任さとかそういうものに対して地方自治体として、地方自治体というのは国と同じように住民を守る大きな権限を持っていると憲法にも書いてるわけです。国が上にあるわけじゃないと。それが今は、国が上にあって国の言うとおりにしなければ、ヨウ素剤もなかなか買えないと言うが、ひたちなか市のところでも国に従ってるわけですけども。住民の命こそが一番大事だというのが民主憲法ですね。篠山市としては住民の側に立ってやるんだということを示された点は素晴らしいと誇りに思うんですけども、それをさらに原子力の問題についても住民の側に立って、たくましくやるのは市民ではなくて行政ができることをやっていただくという。そのために、もっと強力な取り組みになるように頑張っていきたいと、市としても頑張っていたいただきたいなと思います。</p>
委員長	だいたい時間も迫ってまいりましたが、他にはよろしいでしょうか。
D 委員	チェック表をもうちょっと充実してもらったりとかはできないですか。
E 委員	具体的にこうしてほしいという案を出してください。
D 委員	たとえば、車にガソリンが入ってるかなとか。困った時に、ガソリンが入ってなくて、皆ガソリンスタンドに並んどとかいうことがありますよね。
F 委員	もしそれだったら、他の災害の時にも役に立つわけですよね。大雨の時もガソリンは関係あるわけだから。
D 委員	例えばこのイラストのところに車が描いてあって、「ガソリン入れたかな」と誰かが言ってるとか、そういうのを入れてもらうとか。
E 委員	それは可能ですよね。もう絵ができてから小さくなりますけど。
D 委員	歩いて逃げるっていうシチュエーションが少ないじゃないですか、篠山は。みんな車で逃げることになるでしょ。自分の車に空っぽになるまでガソリンを入れない人もいますけど、ある程度減ったら入れたほうが良いというようなメッセージをそういうところに込めたりとか。
E 委員	はい。じゃあ、それは入れましょう。
B 委員	お薬手帳もね。

E 委員	なるほど、わかりました。
D 委員	持ち出し品のところも、最低限書き出せるものがあるならば、最初から書いておくとか。
E 委員	印刷の段階でね。
D 委員	そうです。すべて自分で考えて書きこむというのは、なかなか。貯金通帳だけとかになってる人もいるかもしれないし。
事務局 (部長)	先程 D 委員もおっしゃってますように、持ち出し品については、必要最低限のものは例示をさせていただいたらと事務局のほうも考えております。
E 委員	わかりました。このチェック表のところを少し作り変えると。あと、絵として車のガソリンのやつを。
C 委員	感想的なことなんですけども、先程 J 委員がたくましく備えるということについて言われてたんですけども。でも実際、国から原子力災害対策をしろとも言われていない自治体が、国とか事業者から資金的な補助も全然ない中で、ここまで事務局のみなさんも尽力されて、安定ヨウ素剤の配布もされて。それが、お子さんの 74% ぐらいが実際に受け取りに来られてるといのは、非常にたくましい成果が出てるんじゃないかと思うんです。市から呼びかけて、市民の方もそれに応じておられるので。ただ、J さんがおっしゃることはよく分かるので、これから市民だけじゃなくて、行政にほうも一緒に頑張っていたらと思うんですけど。こんなことは誰にもやれと言われてないことなんですけど、流れができてるのがすごいことだなと私は思います。
J 委員	先程もいろいろ申し上げたんですけども、たくましくの中身として、今後市民の学習というのを、学校のレベルや市民のレベルあるいは施設のレベルで学習していただく資料として、非常にこれはわかりやすく書かれていて。漫画というのはそういう点で素晴らしい力を持っていて、文字だけでは読む気もあまり起きなくなるのを、読んでみようかという気持ちが高まったりする大きな力を持っていると思うんですが。ただ、漫画の力というのは、この表紙の色をどうするかというのにもかかっていますけども、色の中にちょっと濃い色が入っていて、なかなか細かい配慮がしてあると思うんですが。そういうようなものでも、あまり暗い色にすると嫌悪感を覚えるということになるのも困るし、そこらはなかなか微妙なところで、その点で苦労されていることがよく分かって、大変なことだったと思うんですが。あまり明るくしすぎると、原子力というのはそれほど怖いものではないと、命を奪われる危険を持つものであるにもかかわらず、逃げたら済むことだと、また戻ってこられるんだというふうな軽いイメージになるんですね、たくましくぐらいでは。ここに戻ってこられないかもしれないという深刻

	<p>さが何も出てこない。ただとっとと逃げるということで、また帰ってこられるということを前提にしているんですが、実際には福島の人で帰れない人がいまだにいらっしゃるんですね、10万人近く。そういうことになりかねないという、土壌や水が汚染されたら、帰ってきたところで非常に危険なところになってしまっているということがあるわけですから。そういう中で、学習の中身ですが、これは初版ですから、みなさんで学習しながらいろんなことを補足して、また第二版を作って学習していくというふうにして、そういう取り組みというのもたくましくの中に、生きている50年間ぐらいの短いスパンの問題だけじゃなしに、原発の災害が何年後に起きるかわからない、まだ再稼働するというようなことを言ってますから、30年先に起きるかもしれませんので。そういった点で、住民の学習というのは終わることのない学習をやっていかないといけないんで。そういう大きな見通しも、将来を見通した長期的な展望ですね、小学校の子供が原子力をみんな理解するというのも難しいし、そういった点で少しずつ、どの学年でどのようなことを教えるかというようなカリキュラムのことなんかを考えたら、なかなか原子力というのは大きな問題すぎるので、安易にこれ一冊だけで、作って終わりになる問題ではない。いかに学校の先生方にも学習していただき、あるいは住民の中にも原子力の問題についていろいろ話のできる語り部さんを養成するためにどうするかというふうな点とかね。そういった点で今まで人権学習のようにして進められていた、あれも一つの方法だと思いますけども、これは1年に1回、1時間から30分ほどやって理解できるような内容とは違いますのでね。そういった点で、継続的にやらないといけないし。たくましくというのは、行政としてしっかりそういうたくましい取り組みというものを今後しっかり検討していく必要があるだろうと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。一応時間になりましたので、今日はどういうことで。申し上げたように、ハンドブックは今後まだ修正も加わるんですが、一応今日の時点で、検討委員会としてこの後市長のほうにお渡しただいて、明日議会の最終日があるので、全員協議会の中で、検討委員会ではこのような内容でご検討いただいたということで、議会のほうでも見てくださいご意見をいただいたらいいということで、今この時点での案ということでこのあと市長のほうに答申をしていただくということにさせていただきますと思います。そういうことでよろしいでしょうか。</p>
事務局（課長）	<p>最後に確認だけなんですけど、最終的に大きさはA4ですか。</p>
E 委員	<p>B5 です。</p>
事務局（課長）	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>

委員長	そういった点も、また少し確認しながら進めていきたいと思います。
D 委員	私の希望なのですが、市長からのメッセージというところがありますよね。これ、文章はかなり E 委員オリジナルのところが多分にあつて。市長メッセージの中で、原子力災害対策検討委員会の E 委員が中心になってとか、そういうところをちょっと触れていただくことを市長にお願いしてもらえないでしょうか。
A 委員	今の意見ですけど、このパンフレットというのは市民に対するものでしょう。本当にそれが必要ですかね。我々は単なる影武者であつて。
D 委員	わかってるんですけど、漫画とレイアウトの方のお名前はここに入りますよね。
A 委員	それは著作権の問題です。
D 委員	ですよ。それで、文言を E 委員が考えてくださったのが、ボランティアではないにせよ、その著作権等は篠山市に帰属するわけですが、これは私の希望ですけど、市長からのメッセージの中に、一言 E 委員の名前だったり、アドバイスを A 委員からいただいたとか。
A 委員	というのは、固有名詞が入った場合に、それによってかなり色付けがされますのでね。そのリスクを僕は考えるんです。あくまでこれは自治体が自主的に作ったものであるという体をとった方がいいんじゃないかなと僕は思います。
E 委員	ありがたいけど、それで僕もいいと思います。
D 委員	はい、じゃあそういうことで。
委員長	はい。ではそういうことで、副委員長お願いします。

#### 4. その他

#### 5. 閉 会

副委員長	はい。委員会のほうも 18 回を数えまして、一つの大きなハンドブックを作成することができました。去年は提言をしていただき、今年はハンドブックを作ったということで、毎年着実に成果が出ておるんじゃないかなというふうに思います。本当に御苦勞様でございました。まだまだ課題はたくさんあるということで委員長のほうから聞いておりますし、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げまして、これで本日の会を終わらせていただきたいと思います。どうもご苦勞様でした。
------	--